

町長

一般被保険者に係る減税分は保険基盤安定制度での交付による財源措置がなされている。また、退職被保険者などに係る減額は療養給付費交付金により措置されている

久保田町議

四、独自減免について尋ねます。

国保税の減免には、法定減免の他に、自治体には著しく所得が下がった場合などに重い負担にならないように申請によって減免する申請減免がある。

県下、23市町のうち、申請減免のない自治体は1市と東彼3町のみとなっている。

日本国憲法25条には「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

国は、すべての生活場面において社会福祉、および社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。また、地方自治法にも「住民の福祉の増進を図ることを基本とする」としている。

経済状況が大変な今こそ、申請減免を設けるべきと考えます。町長の考えを尋ねます。

町長

市町村の条例に定めるところにより、減免が行われるとされているが、限られた範囲のものについてできるものと認識している。

川棚町国民健康保険条例では、当該年度において所得が皆無となったために、生活が著しく困難になったものについての保険税の減免規定は設けられておりませんが、昨今の社会情勢並びに他市町の状況を勘案して、今後、整備したいと考えている。



久保田町議

町長の行政報告でありましたように、町内の、コバレントさんにおいてやむなく退職された方々が町内にもおられます。

国民健康保険は、前年度の収入によって決められるわけだから、このように収入が減ればとても払えないという状況が生まれます。このことは是非真剣に考えて下さい。

五、限度額適用認定証をすべての国保世帯に交付することについて尋ねます。

一カ月の医療費の自己負担が、自己負担限度額を超えた時に、超えた分の医療費を請求できる制度がある。これが高額医療制度です。高額医療費の支払いは、2つの方法があります。1つは一カ月の医療費の自己負担分を全額自己負担して、後から町の窓口で申請をして自己負担限度額を超えた部分を返還してもらう方法です。

もう一つは、限度額適用認定証を保健証とともに医療機関に提示することで、窓口の支払いが自己負担限度額までの支払いで済む方法です。しかし、本町では保険証の滞納があると認定証が交付されない場合があります。

どんな理由があれ、すべての国保世帯に認定証を発行する考えはないか尋ねます。

町長

認定証の必要な高額医療費の負担が発生した世帯で滞納がある方については、交付申請に見えた場合に、一部納付、または納税に関する相談を受け、誓約書など交わして交付しており特に問題はない。

したがって、すべての国保世帯に交付する考えはない。

久保田町議

行政の窓口で聞いた時には出さない方もおられると聞きました。出せる人と、出せない人の違いは何か。

健康推進課長

金銭的に多い、少ないで交付しないということはない。(滞納額)

誓約もしない、お金をいくらかでも入れないという状況であれば考え直して下さいということでの断りはしている部分はあると思う。

しかし、最終的にはどうしても当然、生活が苦しいということであれば交付をしなければならぬと考えている。

久保田町議

払うお金がなくて、尊い命が受診の遅れでなくなるということが全国でも70件近く発生しています。相談に乗って、できれば認定証を皆さんに渡すようにしてもらいたい。

第二に、町民の健康について尋ねます。

まず、特定検診の無料化について尋ねます。

平成24年度までに国で定めた基準受診率の65%に達しない場合ペナルティーが課せられます。

受診率を上げるために受診料を無料にする考えはないか。

町長

現時点では、無料にする考えはない。

久保田町議

麻疹風疹予防ワクチンの完全接種について尋ねる。

免疫が不十分な人が多い世代への対象として、08年から12年までの期間限定で無料の追加接種が行われた。中学1年生の受診率は93.5%、高校生は98.1%となっている。ワクチンの未接種者の完全接種と、ワクチンの無料継続をする考えはないか。

町長

今後は、国における厚生科学審議会、感染症分科会などが開催されておりマシンのに関する特定感染症予防指針の改正について議論されているところである。動向を見据えて考えていきたい。未接種者の把握ができているので今後啓発活動をしていきたい。